

## 附属学校における生徒の不祥事に関する指導基準

昭和60年6月17日制定

平成20年4月18日改訂

### [関係部署への連絡]

1 教員が生徒の不祥事を発見または聞き取ったときは、速やかに当該生徒の学級担任に通報するとともに、生徒部の生活係と副校長に連絡する。ただし、部活動に関わる不祥事の場合は、当該部の顧問、考査にかかわる不正行為の場合は当該教科の担当教員にも連絡する。

### [事情聴取]

2 学級担任は、学年主任の指導のもと、生活係と協力して、当該生徒から事情を聴取し、事実関係を明らかにした資料を作成して、生徒部長に報告する。

### [指導原案の作成]

3 生徒部長は、当該生徒の学級担任が作成した資料をもとにして、学年主任および生活係と協力して、生徒の指導内容を検討し、原案を作成して、副校長に提出する。ただし、考査にかかわる不正行為のあった場合については、当該教科の担当教員と教務部長、教務次長を構成員に加える。

### [指導内容の審議および決定]

4 指導内容の審議および決定の手続きは、次の通りとする。

(1) 生徒部長が作成した指導原案が学則による「懲戒」である場合には、校務運営委員会の審議と管理職会の審議を経た上で校長が決定する。

(2) 生徒部長が作成した指導原案が教育的配慮を主とする場合には、副校長が学校長の承認の下で速やかに指導を開始する。事後、校務運営委員会に報告する。

### [達示方法]

5 指導内容の達示方法は、次の通りとする。

(1) 学則による「懲戒」の場合には、校長は本人および保護者を呼び、副校長、生徒部長、学年主任ならびに学級担任同席のもとに、「懲戒」を命ずる。

(2) 教育的配慮を主とする指導においては、指導内容により副校長が本人および保護者を呼び、学年主任および学級担任同席のもとに指導内容を指示する。

### [周知]

6 校長は、校務運営委員会で審議検討した内容については、事後なるべく早い機会の教員会において全教員に周知する。